

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	梶原町 39405
地域名 (地域内農業集落名)	梶原東 (後別当、大蔵谷、東町、南町、川西路、飯母、太郎川、神在居、仲洞、豊原、川井、川口)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	27 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	27 ha
② 田の面積	15 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	11 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	5 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

農業者の高齢化が進み、営農の継続が難しくなりつつある。現在、神在居集落では集落営農組織立ち上げに向けて検討が行われているが、それ以外の集落については、個人で水稻作業の受託を行っている状況である。耕作放棄地発生防止に関しては、水稻栽培からユズの導入などの検討が必要となっている。

【地域の基礎データ】

認定農業者:2人(うち50歳以下0人)、集落営農組織:1組織(R7.4月予定)、集落活動センター:1組織

主な品目:水稻、ゆず、米ナス、甘長トウガラシ

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

高齢化による耕作放棄の防止についてはユズなどの導入を検討する必要がある。また、若い世代の育成については、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金を活用し、営農の継続、農地の保全をしていくことが重要となる。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地の貸借がスムーズに進められるように農業委員会や町、JAが連携して営農維持が困難になった農地の効率的な利用につなげる。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	6.65	%	将来の目標とする集積率 19.96 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
神在居集落では集落営農組織の立ち上げを予定しているが、その他の集落においては集落営農組織が存在しない。しかし、比較的若い世代の担い手が水稲作業を受託しており、今後、組織の立ち上げの検討を行いながら、若い世代の担い手へ農用地の集約を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組	
耕作放棄を防止するため、町及びJAが連携し、新たな担い手への斡旋やユズや栗などの導入を支援する。	
(2) 農地中間管理機構の活用方法	
営農継続が困難となった農業者の意向を踏まえ、担い手との貸借に活用をする。 神在居集落では、中間管理機構を活用しながら集落営農組織が新たな担い手となり営農の継続をしていく。	
(3) 基盤整備事業への取組	
担い手のニーズと地域の農業者の意向を踏まえ、基盤整備事業の活用を進める。 具体的に、神在居集落にある棚田(千枚田)について水路の補修、農道の整備の要望が出ており、今後補助金を活用しながら基盤整備を実施していく。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組	
担い手を育成していくために、集落、町、JA及び農業振興センター等が連携し、地域内外からの担い手募集、相談から定着まで切れ目のない支援を行う。 町の基幹品目の担い手については親元就農に取り組み担い手の育成を行う。 集落活動センターの取り組みの一つとして集落営農を位置付けて地域の農業の担い手として水稲生産などを担っていく。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
水稲作業は集落営農組織や他の農業者に委託し遊休農地の解消に努める。また、ユズ栽培については、労力不足の圃場の収穫作業をJA青壮年部等に委託する。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①イノシシやシカなどの鳥獣による被害が広がらないように防止柵を設置するとともに、地域内外から捕獲人材の確保と育成に努める。
- ⑤ユズについては、有機栽培として馬路村農協と契約栽培をしているが、今後は、それ以外の取引も検討していく。
- ⑦中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金を活用し共同活動を行い営農の継続を行っていく。
- ⑧担い手の営農や農業担う者の状況などを考慮し、出荷・調製施設、農業用施設を整備し作業の集約化を進めていく。
- ⑨刈り取りが終わった稲わらについては、町内畜産農家に積極的に活用してもらい再利用を行う。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
	別紙のとおり		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	0経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。